

**民事訴訟記録中、刑事訴訟法 290 条の 2 所定の秘匿決定が発令された被害者特定事項の記載がある部分について、民事訴訟法 92 条 1 項 1 号が類推適用された事例**

【文献種別】 決定／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 令和 6 年 5 月 17 日  
【事件番号】 令和 6 年（ラ）第 768 号  
【事件名】 閲覧等制限申立却下決定に対する抗告事件  
【裁判結果】 原決定取消（確定）  
【参照法令】 民事訴訟法 92 条 1 項 1 号、刑事訴訟法 290 条の 2  
【掲載誌】 訟月 70 巻 12 号 1289 頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25622112

慶應義塾大学教授 川嶋隆憲

**事実の概要**

本件基本事件は、未成年者誘拐罪の被疑者として勾留され、同罪の事実で起訴された X が、Y（国）に対し、検察官の勾留請求等が違法であるなどと主張して、国賠法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等の支払を求める国家賠償請求事件である。

本件基本事件の第一審係属中、X が、上記の未成年者誘拐事件（以下「本件刑事事件」という）の被害者とその父母（以下「本件被害者ら」という）の氏名や被害者宅付近住所が記載された書証を提出したため、Y は、第三者が当該記載部分の閲覧等を行うことにより、本件被害者らが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるなどと主張して、民訴法 92 条 1 項 1 号またはその類推適用に基づき、訴訟記録中の当該部分の閲覧等制限の申立て（以下「本件申立て」という）をした。本件被害者らの氏名・住所等の事項については、本件刑事事件において、被害者の母親から被害者特定事項の秘匿の申出（刑訴法 290 条の 2 第 2 項参照）があり、裁判所が当該事項について被害者特定事項秘匿決定（同条 1 項参照）を発令していた。

原決定<sup>1)</sup>は、要旨、(1) 本件被害者らは基本事件の訴訟当事者ではないから、本件被害者らの私生活上の秘密は民訴法 92 条 1 項 1 号にいう「当事者の私生活についての重大な秘密」には当たらないこと、また、(2) 訴訟記録の閲覧等制限は、訴訟記録の公開制度の例外として必要最小限のものに限ることが要請されるところ、仮に当事者以外の者の私生活についての重大な秘密に同条号を類推適用すると、立法時の想定を超えた保護を容

認することとなり、上記要請に反することになりかねないこと、などを理由として、民訴法 92 条 1 項 1 号の直接適用、類推適用のいずれも否定し、本件申立てを却下した。

**決定の要旨**

原決定取消し、申立て認容

1（秘密の重大性に関して）「基本事件の訴訟記録中、本件被害者らの氏名及び本件被害者ら宅付近の住所の各記載のある部分が公開されれば、本件被害者らが本件刑事事件の被害者らであると特定される可能性が高く、本件刑事事件は基本事件原告が未成年者誘拐罪で起訴された事案であり社会的関心が高いことからすると、本件被害者らにおいて、本件刑事事件の被害者らであると他人に知られば、過度に社会的注目を浴びるなどして、社会生活を送る上で重大な支障を来すおそれがある……。」

2（民訴法 92 条 1 項 1 号の類推適用の基礎・必要性に関して）「本件刑事事件において、被害者の法定代理人である母は、……〔刑訴法〕290 条の 2 第 2 項……に基づき、検察官に対し、被害者特定事項の秘匿の申出をし……、裁判所は、……同条 1 項に基づき、上記事項〔本件被害者らの氏名・住所等の事項〕について被害者特定事項秘匿決定を発令したことが認められる。

このように、本件被害者らの氏名や住所は、本件刑事事件においては要保護性の高い秘密と判断されているところ、その一方で、本件申立てが認

容されないとする、本件刑事事件と基本事件において上記各情報の取扱いが一貫せず著しい齟齬が生じる上、上記各情報が第三者による閲覧が可能な状態に置かれて、本件刑事事件の被害者が容易に特定されることになり、本件被害者らの名誉やプライバシー、生活の平穩等の人格的な利益が侵害されることになって、本件刑事事件で発令された被害者特定事項秘匿決定が無意味なものになりかねず、刑訴法だけでなく、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画……の趣旨に反する事態を招くことになる。

また、……本件被害者らに関する情報が訴訟記録の閲覧等の制限の対象に一切ならないとすると、……訴訟当事者が誰であるかによって、例えば、基本事件原告の、本件被害者らに対する、本件被害者らが基本事件原告を告訴したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では閲覧等の制限の対象になるのに対し、基本事件ではその対象にならないといった不均衡が生じ、その結果、後者においては私生活上の秘密が公開される可能性があり、前者において閲覧等の制限の対象としたことが無意味なものになりかねない……。」

3 (民訴法 92 条 1 項 1 号の類推適用の許容性に関して)「訴訟記録の閲覧等の制限は……最大限尊重されなければならない、制限の対象を限定的に捉えるべきことに疑いはないものの、憲法 82 条が訴訟記録の閲覧等を直接権利として保障するものではないこと(……[最決平 2・2・16 集刑 254 号 113 頁] 参照)からすれば、訴訟記録の閲覧等により発生する権利侵害や不利益の重大性の程度を踏まえ制限の対象に該当するか否かを慎重に吟味すべきものであり、閲覧制限に関する規定を類推適用する余地をおよそ排除すべきであるとするのは相当でない。

確かに、民訴法 92 条 1 項 1 号の立法時には、……その対象としては、専ら『当事者』すなわち訴訟当事者の私生活上の秘密が想定されていたものと解されるが、本件においては、刑事訴訟において秘匿の対象とされた本件被害者らの私生活上の秘密を秘匿すべき必要性は高く、要保護性の点では同条号が想定する訴訟当事者の秘密と同視することができる……。

また、……同条号の立法者が刑事訴訟において

秘匿の対象とされた本件被害者らの特定事項についてまで閲覧等の制限の対象から除外し、その保護を拒否する明確な意思を有していたと解すべき根拠は見当たらない。

さらに、訴訟記録の閲覧等の制限の対象を必要最小限のものに限るという要請については、上記で述べた諸点を考慮しながら、同条号の要件である私生活上の秘密の重大性や社会生活を営む上での支障の著しさの解釈を適切に行うことによって十分確保できるから、同条号の類推適用を否定する根拠にはならないと解される。……」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件は、民事訴訟(国賠訴訟)において原告が提出した書証の中に、別件刑事訴訟において刑訴法 290 条の 2 所定の秘匿決定が発令された被害者特定事項(被害者らの氏名・住所等)が含まれていたことから、被告である国が、民訴法 92 条 1 項 1 号に基づき、当該事項の記載部分について閲覧等制限の申立てをした事案である。

民訴法 92 条 1 項 1 号は、「当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」(下線筆者)を閲覧等制限事由としているところ、本件で閲覧等制限の申立てがされたのは、当該訴訟の当事者とはなっていない、別件刑事訴訟の被害者らの氏名・住所等であったことから、これについて同条号の規定を適用することの可否が問題となった。原決定は直接適用と類推適用のいずれも否定したのに対し、本決定は類推適用を肯定した。

上記論点は、刑訴法 290 条の 2 所定の被害者特定事項の秘匿制度の導入後に生じた比較的新しい問題であるが、本決定は理由を詳述した上で、秘匿決定がされた事項につき民訴法 92 条 1 項 1 号を類推適用すべきであるとした事例として、重要な意義を有する<sup>2)</sup>。

### 二 刑事訴訟における被害者特定事項の秘匿制度

刑事訴訟における被害者特定事項の秘匿制度は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため

の刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第95号)によって創設された制度である(同制度に係る規定は、平成19年12月26日施行)。同制度の創設により、裁判所は、被告事件の被害者の氏名・住所等、当該事件の被害者を特定させることとなる事項(これを「被害者特定事項」という)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ(刑法290条の2参照)、当該決定があったときは、起訴状の朗読、証拠書類の朗読等において、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うこととされている(同291条2項、295条3項、305条3項等参照)<sup>3)</sup>。対象となる事件は、(1)性犯罪の事件等、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、被害者等の名誉または社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある事件(同290条の2第1項各号参照)、(2)被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、被害者やその親族の身体・財産に害を加え、またはこれらの者を畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがある事件(同3項参照)である。

上記制度の立法趣旨については、要旨、①実務上は、訴訟関係人の同意がある場合に被害者の氏名等を秘匿するなどの運用が行われてきたところ、訴訟関係人の同意が前提となるために、氏名等の秘匿が必要となるすべての場合に常にこれを行うことができるわけではないこと(実務運用の限界)、②被害者の氏名等の秘匿が可能であることを法律上明記することにより、裁判官、検察官、弁護士等の注意を喚起し、被害者等の名誉やプライバシー等が害されることを未然に防止することができること(被害者等の名誉・プライバシー侵害の未然防止)、③被害者の氏名等の秘匿が可能であることが法律上明記されていること自体が、被害者等に安心感を与え、被害の申告や十分な供述の確保にも資すると考えられること(刑事手続に関する協力の確保)等が挙げられる<sup>4)</sup>。なお、同制度は、被害者以外の証人等の氏名・住所等(証人等特定事項)を対象とするものではないが、その後、平成28年刑法改正(平成28年法律第54号)により、証人等特定事項を対象とする秘匿制度(同290条の3参照)が設けられた。

### 三 民事訴訟における訴訟記録の閲覧等制限の制度

現行民事訴訟法(平成8年法律第109号)は、

訴訟記録の閲覧等を通じて当事者の重大なプライバシーや営業秘密が漏洩するおそれがあることに鑑み、訴訟記録の閲覧等制限の制度を新たに設け、(1)訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載・記録されており、かつ、第三者が秘密部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合、また、(2)訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載・記録されている場合には、当事者の申立てにより、裁判所が訴訟記録中の秘密部分の閲覧等を当事者に限ることができることとした(民訴法92条1項参照)。立法解説によれば、閲覧等制限事由が上記の事由に限定されているのは、裁判の公開原則(憲法82条参照)の精神をより徹底する趣旨から認められている訴訟記録の公開制度(民訴法91条参照)の重大な例外であることから、必要最小限の秘密に限りて制限したものであるとされる<sup>5)</sup>。また、保護の対象が「当事者」の秘密に限られているのは、第三者の保有する秘密については、証言拒絶事由(民訴法196条・197条参照)や文書提出義務の除外事由(同220条4号参照)によって開示義務がないとされるために、閲覧等制限の対象に含ませる必要性に乏しいこと等がその理由とされる<sup>6)</sup>。

民訴法92条1項1号に基づく閲覧等制限の申立てが認容された例として、わいせつ行為の被害者である原告の氏名、住所、生年月日および愛称、同人が受けたとされるわいせつ行為の内容の一部(大阪地決平11・8・30判時1714号110頁)、暴行(原告負傷、原告の母親死亡)の被害者である原告の身体状況写真撮影報告書、母親の遺体の解剖結果報告書・実況見分調書(東京高決平27・4・6判時2320号36頁)、原告のビキニ水着着用写真で、被告からその友人に対して性的な連想を抱かせるメッセージ文言に添付されてLINEメッセージとして送信されたもの(大阪高決令4・3・15[LLI/DB判例秘書L07720150])等がある。

本件のような、刑事事件の被疑者・被告人等が原告となる国賠訴訟において、当該訴訟の当事者ではない被害者の氏名・住所等で刑法290条の2所定の秘匿決定がされた事項については、これまでに、特に根拠条文を明示することなく閲覧等制限決定を発令した事例が存在する一方、民訴法92条1項1号の文言に該当しないこと等を理由に申立てを却下した事例(本件原決定)も存在

する状況にあった<sup>7)</sup>。

#### 四 若干の考察

本決定は、要旨、(1) 民法 92 条 1 項 1 号が規律する問題状況との類似性（訴訟記録中の秘密部分が公開されることにより、当該秘密主体が社会生活を送る上で重大な支障を来すおそれがあること）、(2) 同条号の類推適用の必要性（⑦本件申立てが認容されないとすると、別件刑事訴訟で発令された秘匿決定が無意味なものになりかねず、また、⑧訴訟当事者に被害者らが含まれる場合とそうでない場合とで取扱いに不均衡を生じること）、(3) 同条号の類推適用の許容性（憲法 82 条が訴訟記録の閲覧等を直接権利として保障するものではないことからすれば、閲覧等制限に関する規定の類推適用の余地を全面的に排除するのは相当でないこと）等を理由として、同条号を類推適用すべきとした。犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の制定やこれに続く一連の刑法改正など、犯罪被害者等保護のための立法や施策が重ねられている今日においては、各種の立法・施策と整合性のある解釈・運用が求められているといえ、本決定の判断が支持されよう。

本決定は、本件基本事件の被告である国が、別件刑事訴訟で秘匿決定の対象となった事項に限定して閲覧等制限の申立てをした事案についての判断であり、本決定の事例としての射程は基本的にはこれと同種の事案<sup>8)</sup>に限定されよう。閲覧等制限の申立ての対象として、刑事訴訟で秘匿決定の対象とはなっていない（が被害者の特定につながりうる）事項が含まれる場合の当該事項の扱いについては本決定の言及するところではないが、本決定が説く類推適用の必要性（上記(2)参照）のうち、発令された秘匿決定が無意味となることの回避（⑦）に重きを置かならば、類推適用が肯定される事項の範囲は秘匿決定が発令された事項の範囲にとどまると解されよう。他方で、被害者自身が被告となる訴訟との均衡（⑧）にも相応の比重を置かならば、被害者自身が当事者となる民事訴訟において民法 92 条 1 項 1 号を直接適用できる事項である限り、被害者以外の者が当事者となる訴訟であっても同様に保護の必要性が高いものとして、類推適用を肯定する余地もありえよう。

なお、民法 92 条 1 項 1 号の「当事者」には補助参加人も含まれるとする解釈<sup>9)</sup>を前提とす

れば、同条号の類推適用を認めなくても、被害者が基本事件に補助参加した上で閲覧等制限の申立てをすることは可能ではある。しかしながら、補助参加の可否は参加要件である補助参加の利益の解釈に左右される面があり不透明である上、仮に補助参加の利益が認められるとしても、被害者自身が当事者とならない訴訟において、被害者特定事項が訴訟資料として提出されるか否かを同人が把握することは困難であり、また、閲覧等制限の申立てのためだけに補助参加の申立ての負担を課すことも適切とはいえない<sup>10)</sup>。本決定が犯罪被害者等の保護・負担回避に寄与することが期待される。

#### ●—注

- 1) 東京地決令 6・2・29 [参] 訟月 70 卷 12 号 1375 頁。
- 2) 本決定の解説として、田中貴大・訟月 70 卷 12 号（2024 年）1289 頁、工藤敏隆・法教 539 号（2025 年）121 頁参照。
- 3) なお、同制度は傍聴人等の対第三者に対する秘匿制度であり、被疑者・被告人に対する秘匿制度ではない。後者の例としては、令和 5 年刑法改正（令和 5 年法律第 28 号）により創設された、起訴状における秘匿措置の制度（同 271 条の 2、271 条の 3）、逮捕・勾留手続における秘匿措置の制度（201 条の 2、207 条の 2）等がある。
- 4) 白木功ほか『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 95 号）』の解説(1) 曹時 60 卷 9 号（2008 年）54 頁以下、酒巻匡編『Q&A 平成 19 年 犯罪被害者のための刑事手続関連法改正』（有斐閣、2008 年）128 頁以下 [白木功] 参照。
- 5) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民訴訟法』（商事法務研究会、1996 年）84 頁参照。
- 6) 法務省民事局参事官室編・前掲注 5）85 頁参照。
- 7) 認容例として、名古屋地岡崎支決令 3・6・30、名古屋地岡崎支決令 3・8・11（いずれも判例集未掲載であるが、本件即時抗告理由書 [訟月 70 卷 12 号 1324 頁参照] に概要の記載がある）。
- 8) 刑法 290 条の 2 に基づく被害者特定事項秘匿決定がされた場合のほか、290 条の 3 に基づく証人等特定事項秘匿決定がされた場合も同様と考えられる。
- 9) 兼子一原著『条解民事訴訟法 [第 2 版]』（弘文堂、2011 年）380 頁 [高田裕成]、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 II [第 3 版]』（日本評論社、2022 年）254 頁など参照。
- 10) 本件即時抗告理由書（訟月 70 卷 12 号 1340 頁）参照。

\* 本稿は、JSPS 科研費 JP21K01248 の助成による成果の一部である。